

プレス発表

東京電力(株)福島第二原子力発電所4号機タービン建屋における作業員の障害に係る東京電力(株)からの報告について

平成16年3月29日
経済産業省
原子力安全・保安院

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から福島第二原子力発電所4号機のタービン建屋において発生した作業員の障害について、平成16年3月28日、以下のとおり報告を受けた。

(東京電力(株)からの報告内容)

定期検査中の福島第二原子力発電所4号機において、3月26日午前9時20分頃、タービン建屋2階の廃材処理作業中の作業員2名が倒れ、救急車にて近隣の病院に搬送された。その後、作業員は意識を回復し、生命に別状はない。

調査の結果、作業員は、装着していたエアラインマスクに送られていた空気の酸素濃度が低いことによる酸素欠乏により意識を失ったものと判明した。酸素濃度が低下した原因は、エアラインマスクに空気を供給する系統とこれにつながった窒素の供給系統との間の逆止弁及び仕切弁に漏えいがあり、エアラインマスクに空気を供給する系統に窒素が混入したためと推定される。

今後、再発防止対策を検討する。

エアラインマスク：汚染区域等において使用する顔全面を覆う呼吸器

(INESによる暫定評価)

基準1	基準2	基準3	評価レベル
評価対象外			評価対象外

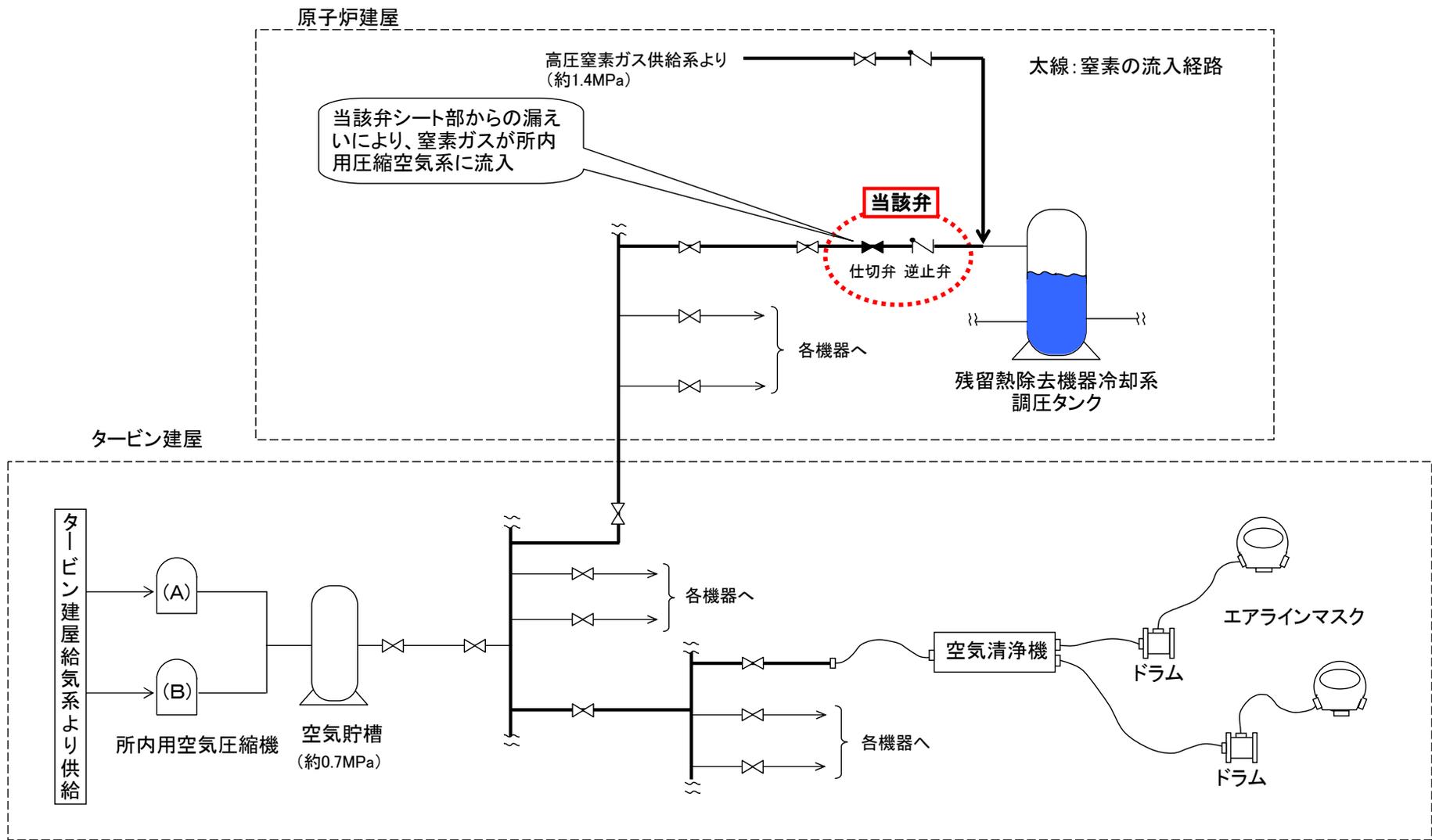
【お問合せ先】

原子力安全・保安院

原子力防災課原子力事故故障対策室 大村、千葉

電話：03 - 3501 - 1511 (内4911)

03 - 3501 - 1637 (直通)



福島第二原子力発電所4号機 所内用圧縮空気系 概略図